

地形地物の変更等に基づく用途地域等の変更について

区部における用途地域については、平成16年まで概ね8年ごとに一斉見直しを行っており、その後は、原則として各区が地区計画を定めることを条件に、都が用途地域変更を行っているところです。

今般、前回の一斉見直しから約16年が経過し、道路の整備による地形地物の変更などにより、用途地域の指定状況と現況との不整合がみられることから、それらの解消のため用途地域等の変更を一括して行うこととなり、都より各区に対し、用途地域等の変更に関する原案の作成依頼がありましたので、今後の対応についての区の基本的な考え方について報告いたします。

1 基本的な考え方

- ・今回の用途地域等の変更の主な検討対象は、用途地域の境界の基準としていた道路等の地形地物の位置や形状が変化し、用途地域の指定状況と現況とに不整合が生じている箇所などであり、地区計画を定める必要性がない軽微な変更とする。(別紙参照)
- ・区は令和2年度以降調査を実施し、東京都と協議等を行いながら対象箇所について精査していく。
- ・原案作成に際し、必要に応じ、関係する地域での説明会の開催等により、周知・意見把握に努める。
- ・都との協議結果等を踏まえ、区の変更原案を作成し、都に提出する。

2 今後のスケジュール(予定)

令和2年4月～	調査業務委託、都との協議、変更原案(たたき台)の作成、地元説明会の開催など
令和3年9月	都へ変更原案の提出
令和4年度	都市計画手続き、都市計画決定(令和4年秋頃)

別紙

令和2年2月21日

都市整備部市街地整備課

都市整備部都市企画担当

○地形地物の変更（都市計画道路の整備など）に伴い用途地域等との境界線が一致しない例

